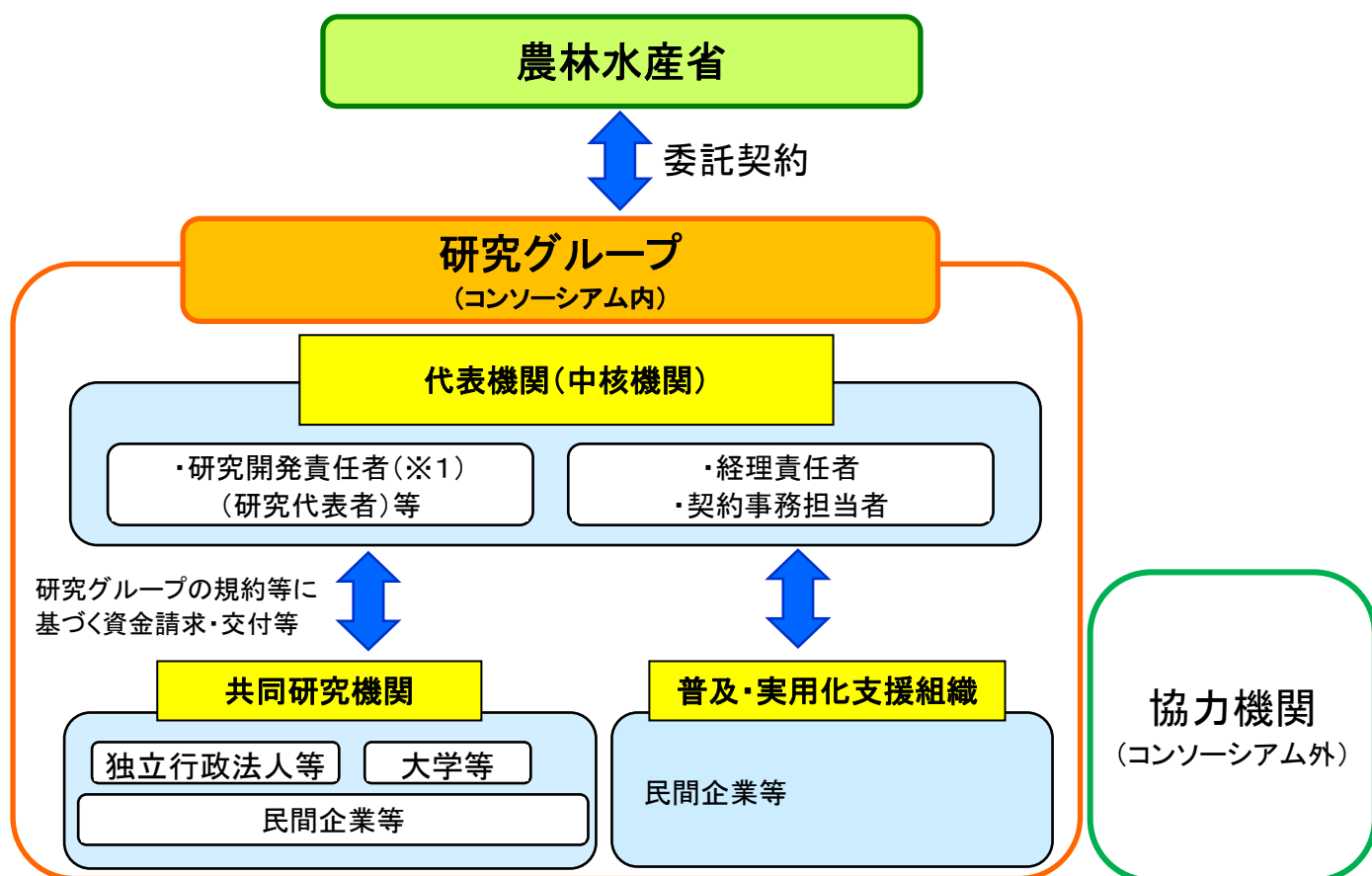


## 戦略プロジェクトに係る契約方式について

複数の機関で構成される共同研究による、農林水産研究委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同して研究グループ（コンソーシアム）を構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、研究機関が共同して構成した研究グループ（コンソーシアム）に農林水産省との契約を締結していただくこととされています。

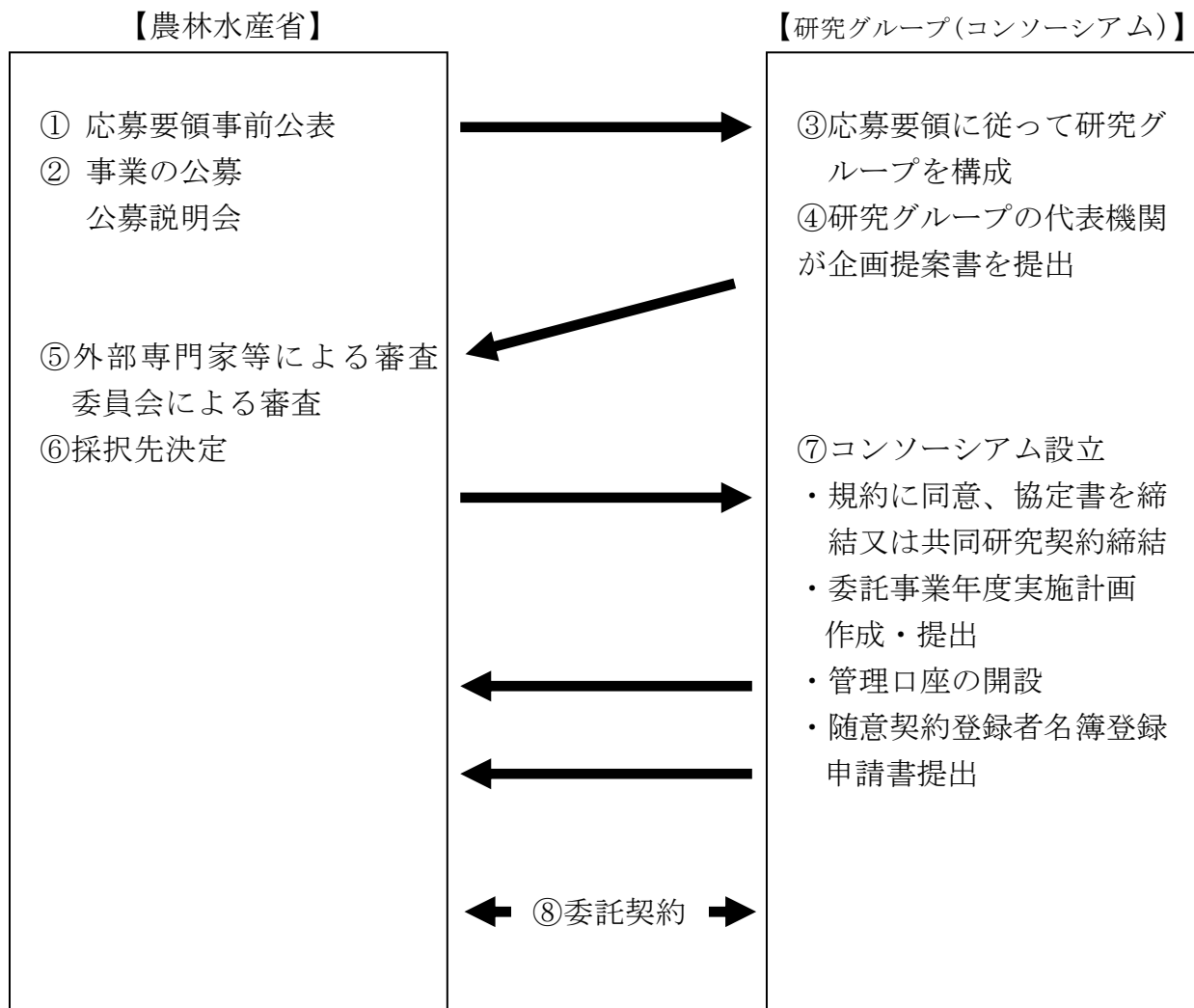
### 【コンソーシアム方式】



※1 研究開発責任者とは、当該研究の実施計画の起案立案、実施、成果管理等をする代表者。

研究グループ（コンソーシアム）と農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループ（コンソーシアム）の代表機関に農林水産省と契約していただきます。「月面等における長期滞在を支える高度資源循環型食料供給システムの開発」戦略プロジェクト 応募要領 III 1「応募資格等」の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループ（コンソーシアム）の代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。その際の事務の流れは次の1及び2のとおりです。

## 1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑦により、コンソーシアムとして契約する体制を構築。

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約をコンソーシアムの代表機関である法人名等で行う場合であって、単独で応募した者が農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

## 2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

